

美郷町国民健康保険南郷診療所 通所リハビリテーション運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、美郷町国民健康保険南郷診療所が開設する指定居宅サービス事業者（以下事業者という。）が行う通所リハビリテーション事業（以下事業という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等（以下「要介護高齢者等」という。）に対し、適切な通所リハビリテーションを提供することを目的にする。

（運営の方針）

第2条 通所リハビリテーションは、要介護状態又は要支援状態等の心身の特性を踏まえてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう医療・看護・介護・リハビリテーション・送迎・相談援助の提供、介護方法・機器の紹介などを行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一、名称 美郷町国民健康保険南郷診療所
- 二、所在地 宮崎県東臼杵郡美郷町南郷神門1078番地
- 三、介護保険指定番号 4512110646号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 通所リハビリテーション事業を行う職種、員数及び職務内容は次のとおりである。

- 一、管理者医師 1名
管理者である医師は事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、他職種と連携しつつ自ら医療を行うものとする。
- 二、理学療法士 1名
理学療法士は他職種と連携しつつ通所リハビリテーション利用者の心身機能評価、訓練計画の立案、理学療法の提供等を行うものとする。
- 三、作業療法士 1名
作業療法士は他職種と連携しつつ通所リハビリテーション利用者の心身機能評価、訓練計画の立案、作業療法の提供を行うものとする。
- 四、看護師 1名
看護婦は他職種と連携しつつ、通所リハビリテーション利用者の病状観察、心理的問題の解決、療養・介護方法の指導、看護の提供等を行うものとする。
- 五、事務員 2名
当事務員は他職種、他機関と連携して利用者の利用実績の確認・入力、利用料の計算、介護報酬の請求等を行うものとする。
- 六、運転手 1名 利用者の送迎を行うものとする。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一、営業日は、月・火・水・木・金曜日とする。ただし、国民の休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 二、営業時間は、9時から17時までとし、サービス提供時間は、9時から16時までとする。

（通所リハビリテーションの利用定員）

第6条 利用定員は、1単位 5人とする。

（通常の事業の実施区域）

第7条 通常の事業の実施区域は、下記の区域とする。

美郷町内全域

（通所リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額）

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、通所型サービスを提供した場合の利用料の額は市区町村が定める基準によるものとする。当該指定通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険告示上の額のうち介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた額とする。

その他、サービス提供時に発生する次の経費はその実費を徴収する。

- 一、オムツ代実費
- 二、個別にリハビリテーションにかかる費用実費
- 三、その他、個別に日常生活上かかる費用実費

第一項から第三項までの支払の費用を受ける場合には、利用者又はそのご家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する文書に署名（記名捺印）を受けるものとする。

（サービス提供の留意事項）

第9条 通所リハビリテーションの留意事項は次のとおりとする。

- 一、通所リハビリテーションの提供にあたっては、第10条第1項に規定する通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切に行う。
- 二、通所リハビリテーション従事者は、通所リハビリテーションの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はそのご家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 三、通所リハビリテーションの提供にあたっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。

（通所リハビリテーション計画の作成）

第10条 医師及び理学療法士、作業療法士その他の専ら通所リハビリテーションの提供に当たる従事者（以下「医師等の従事者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、協働して、利用者の心身の状況及び意向ならびにその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成するものとする。

2 医師等の従事者は、上記の通所リハビリテーション計画を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明、交付し同意を得るものとする。

3 通所リハビリテーション計画の作成にあたっては、既に居宅サービスが作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。

4 通所リハビリテーション従事者はそれぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を説明し、診療記録に記載する。

（サービス提供にあたっての留意事項）

第11条 利用にあてって、体調不良等によって通所リハビリテーションに適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

（緊急時における対応方法）

第12条 通所リハビリテーションの提供に当たる者は、サービス提供時間に利用者に病状

の急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うと共に、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

（事故発生時の対応）

第13条 利用者に対する通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに市区町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあつては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（高齢者虐待防止措置）

第14条 事業所は利用者の権利擁護、虐待の発生を防止するための次のような措置を講じるものとする。

- 1、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - 2、虐待防止及び身体拘束のための指針の整備。
 - 3、虐待を防止するため及び身体拘束の適正化のための定期的な研修の実施。
 - 4、虐待防止及び身体拘束のための担当責任者の設置。
- 2 サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見したときは、速やかに市町村に通報するものとする。

（非常災害及び新型感染等の対策）

第15条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震及び新型感染等に対処する業務継続計画を策定し、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

（秘密保持等）

第16条 通所リハビリテーション従事者は、業務上知り得た利用者又はそのご家族の秘密を保持する。

- 2 事業者は、通所リハビリテーション従事者であった者に、業務上知り得た又はそのご家族の秘密を保持させる為、通所リハビリテーション従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべく旨を通所リハビリテーション従事者との雇用契約の内容とする。

（その他運営について留意点）

第17条 事業者は従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務態勢を整備する。

- 一、採用時研修採用後6ヶ月以内
 - 二、継続研修年1回以上
- 2 従業者は職務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者と雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定めるほか、運営に必要な事項は、美郷町長と事業所の管理者の協議に基づき定めるものとする。

（苦情処理）

第18条 管理者は、提供した通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の処置を講じ、利用者及びご家族に説明するものとする。

- 2 提供した通所リハビリテーションに関し、市区町村が行う文書その他の物件の提出

若しくは提示の求め又は当該市区町村職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市区町村が行う調査に協力するとともに、市区町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

３ 提供した通所リハビリテーションに関する苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

４ 提供した通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に関して、市区町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業、その他の市区町村が実施する事業に協力するように努める。

提供するサービスについての相談・苦情

① 苦情相談窓口（サービス提供事業者）

南郷診療所

TEL：0982-59-0017

② 苦情相談窓口（行政機関）

美郷町役場 健康福祉課 介護保険係

TEL：0982-66-3603

地域包括支援センター

TEL：0982-66-2477

③ 宮崎県国民健康保険事業連合会

TEL：0985-35-5111

附則 この規定は、2024 年 6 月 1 日より施行するものとする。